

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 19 日 号外第 243 号 16 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 19 日 政令第 227 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	平成 22 年 11 月 19 日
【制定の根拠】	全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 法律第 71 号）附則第 1 項ただし書
【法令のあらまし】	東京都と青森市とを連絡する新幹線鉄道のうち八戸市と青森市とを連絡する区間の営業が開始されることに伴い、東京都と青森市との区間について平成22年12月4日から、新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する。
【改正される法令】	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和 47 年政令第 27 号）